

株 主 各 位

福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号
HYUGA PRIMARY CARE株式会社
代表取締役社長 黒 木 哲 史

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は各別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権の行使は書面又はインターネットで行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ「議決権行使のご案内」をご参照いただき2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目3番3号
ANAクラウンプラザホテル福岡 2階 「ウイステリア」
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 議 案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<https://www.hyuga-primary.care>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

【本総会における新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ・会場入口付近で、検温をさせていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場内ではマスクの常時着用をお願いいたします。
- ・体調不良とお見受けされる株主様には、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただきます。
- ・お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

なお、運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.hyuga-primary.care>) にてお知らせいたします。

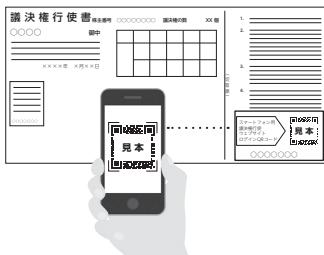


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

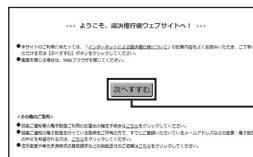
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

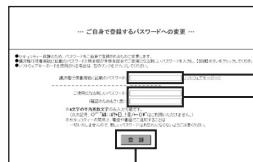
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるべく、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 第1条～第16条（条文省略）<br><br><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | 第1条～第16条（現行どおり）<br><br>（削除） |

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第18条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、<u>法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行する日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有するものとする。</u></p> <p>3 本条は、<u>施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種が進み国内外の経済活動にも明るい兆しが見えてはおりますが、新たな変異株の出現による感染再拡大が懸念されるなど、先行きは依然不透明な状況となっております。

当社の属する医療・介護業界においては、新型コロナウイルス感染拡大による医療・介護従事者及び患者様の感染対策やオンライン診療の規制緩和措置が拡大し、様々な対策が求められる状況となっております。

このような経営環境のなか、当社は、企業理念である「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で「安心」して療養できる社会インフラを創る」を実現するため、急成長しているきらりプライム事業を今後の事業展開の中核に据え、新たな事業・サービスの開発を進めるなどして、当社の目指す「プライマリーケアのプラットフォーム企業」に向け尽力しております。

この結果、当事業年度の売上高は5,782百万円（前期比13.7%増）となり、利益面では営業利益が519百万円（前期比127.5%増）、経常利益が506百万円（前期比101.9%増）、当期純利益が328百万円（前期比238.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### (在宅訪問薬局事業)

在宅訪問薬局事業では、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、店舗では引き続き感染対策を実施し、患者様及び従業員の健康を守る取り組みを行っております。在宅患者数は当事業年度末時点において7,800人（前期比7.1%増）と好調に推移しており、2022年4月には「きらり薬局清川店」（福岡市中央区）及び「ぴよんた薬局」（北九州市戸畑区）を開局し、引き続きドミナント出店戦略を推進しております。

以上の結果、売上高は5,146百万円（前期比8.1%増）、セグメント利益は578百万円（前期比40.8%増）となりました。

#### (きらりプライム事業)

きらりプライム事業は、中小規模の薬局と提携し、効率的な在宅薬局の運営ノウハウの提供、人材研修、24時間対応のためのオンコール体制の支援、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム（ファミケア）の貸与及び医薬品購入の支援などのサービスを行っております。中小規模の薬局における在宅薬局の認知が高まっているなか、当事業の営業体制の強化及びWeb広告による加盟店増加施策を新たに実施することなどにより、当事業年度末時点で加盟法人数は424社（前期末は205社）、加盟店舗数は1,103店舗（前期末は533店舗）となり、提携薬局数は大幅な増加となっております。

以上の結果、売上高は433百万円（前期比143.8%増）、セグメント利益は259百万円（前期比146.7%増）となりました。

#### (ケアプラン事業)

ケアプラン事業では、「ケアプランサービスひゅうが大倉山事務所」（神奈川県横浜市港北区）の営業を一時休止しておりましたが、よりシナジーが見込める立地への開設を検討するため、2022年2月末に事務所を廃止いたしました。現在は西日本エリア3拠点、東日本エリア1拠点で引き続き事業体制強化に取り組んでおります。

以上の結果、売上高は122百万円（前期比22.1%増）、セグメント損失は7百万円（前期はセグメント利益2百万円）となりました。

#### (タイサポ事業)

タイサポ事業は、医療介護の専門スタッフが、高齢者施設等への入居を検討される利用者様の医療依存度及び介護度の高さに対応し、その利用者様のご要望などを満たした施設を提案・紹介し、サポートするサービスであります。当社においては、在宅訪問薬局事業やケアプラン事業等において広げている医療・介護ネットワーク（医療ソーシャルワーカー、ケアマネージャー及び介護施設との連携網）を有効活用することで、順調に成約数を増やしております。

以上の結果、売上高は66百万円（前期比36.8%増）、セグメント利益は17百万円（前期比31.9%増）となりました。

#### (その他事業)

当社のその他事業には、ICT事業を含めております。

ICT事業は、2021年9月から事業を開始しており、当事業年度においては販売した商品を実際の介護現場で利用いただくことで商品に関するフィードバックを受け、さらに有用な商品となるよう改良を続けております。

なお、2022年12月から高齢者施設運営事業の開始を予定しており、ICT事業と連携することでシナジーを高め、商品単体の販売と合わせて一体的な事業運営を進めてまいります。

以上の結果、売上高は14百万円、セグメント損失は14百万円となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は165百万円となりました。その主なものは、新規出店及び本社事務所改装に伴う設備更新によるものであります。セグメントごとの設備投資額は、在宅訪問薬局事業127百万円、きらりプライム8百万円、ケアプラン事業0百万円、その他事業3百万円、全社共通25百万円であります。これらの投資に必要な資金は、自己資金により充たいたしました。

### (3) 資金調達の状況

当社は、2021年12月20日に東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、公募増資により50,000株の新株式を発行し、119百万円の資金調達を行いました。また、2021年11月19日に運転資金として50百万円の長期借入による資金調達を行いました。

### (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2021年6月1日を効力発生日として、有限会社タワラより調剤薬局に係る事業を譲り受け、新百合ヶ丘たわら薬局(現 きらり薬局新百合ヶ丘店)を同日付で新規開局いたしました。

また、2021年9月1日を効力発生日として、有限会社インサイトより調剤薬局に係る事業を譲り受け、きらり薬局舞鶴店を同日付で新規開局いたしました。

## (6) 対処すべき課題

### 1. 経営方針

当社は、「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を経営理念としており、在宅患者様の身近に基本的な医療・介護・住まいの相談に乗ってくれる窓口となり、要介護状態となっても水道、電気のような社会インフラと同様にいつでも生活の助けとなれるプライマリーケアを目指しております。

### 2. 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社は調剤薬局事業を中心とした企業から、プライマリーケアのプラットフォーム企業となるべく、対処すべき課題を以下のように考えております。

#### ① 在宅患者数の増加に対応する店舗出店

当社は、自宅で療養する患者数の増加に対応するために出店を進めており、現在は福岡県、佐賀県、東京都、神奈川県及び千葉県において在宅患者様に届ける薬の配送効率を高めるドミナント戦略を展開しております。当社のさらにプライム加盟先は全国に広がっていることから、今後さらにプライム加盟先が多い地域に出店し、仮想ドミナントを形成する新たな出店形態を構築していきます。また、大手調剤薬局が大型門前薬局を展開していく方向性に対して、当社は比較的外来処方箋枚数が少ない中小規模薬局を当社の在宅訪問薬局モデルと合わせることで収益性を高めることができます。そのため、大型薬局のM&Aによる出店に付随するのれんの発生や仲介手数料を低減し高い投資効率で出店を進めます。

#### ② さらにプライム加盟店舗数の拡大

直営店舗の出店だけでは、当社の理念にある社会インフラと呼べる状態を速やかに構築するのは困難と考えております。大手調剤薬局事業者の寡占度合いが低い調剤薬局市場では、中小規模の薬局が多く、この中小規模の薬局事業者との連携を拡大し、当社のノウハウを提供することで多くの在宅患者様にサービスを提供できる体制を構築し、プライマリーケアを目指してまいります。

#### ③ 人材の獲得と育成

プライマリーケアのプラットフォーム企業となるためには、在宅訪問薬局だけでなく、多様なサービスを提供していくために優秀な人材の獲得と育成を進める必要があります。医療、介護業界以外の異業種からも人材を求めていくことや、獲得した人材を長期にわたり引き付けていく人事制度を構築してまいります。

#### ④ 新事業及び新サービスの開発

当社が属する医療介護業界は一般的に労働集約産業であり、少子高齢化に伴い労働力人口が縮小する中でより効率的な運営が求められます。少ない労働力で業務を回す仕組みとして、当社の在宅訪問業務を効率化し、収益化したノウハウをコンサルティングやIT、ICTを通じて提供していく商品、サービスの開発を進めております。今後は、高齢者施設運営事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス）と当社のICT事業を組み合わせることで在宅患者様を効率的かつ包括的に支えていく取り組みを進めてまいります。

#### ⑤ 内部統制とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、意思決定のプロセスにおける透明性を確保し、迅速化による経営の効率性を高め、事業執行において内部統制機能充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上重要な課題と考えております。そのため、コンプライアンス体制の強化、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

## (7) 財産及び損益の状況

|                | 第12期<br>2019年3月期 | 第13期<br>2020年3月期 | 第14期<br>2021年3月期 | 第15期<br>2022年3月期<br>(当期) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売上高 (百万円)      | 3,410            | 4,331            | 5,086            | 5,782                    |
| 経常利益 (百万円)     | 64               | 122              | 250              | 506                      |
| 当期純利益 (百万円)    | 14               | 32               | 97               | 328                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 1,282.04         | 2,971.23         | 8,697.33         | 95.80                    |
| 総資産 (百万円)      | 1,658            | 1,771            | 2,015            | 2,531                    |
| 純資産 (百万円)      | 469              | 502              | 609              | 1,072                    |
| 1株当たり純資産 (円)   | 42,435.90        | 45,407.12        | 53,607.53        | 306.44                   |

- (注) 1. 2021年10月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数の発行済株式数に基づき算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (9) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

| 事業区分      | 事業内容                                                           |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 在宅訪問薬局事業  | 医療機関の発行する処方箋に基づき、外来患者及び在宅患者に医薬品を交付する事業                         |
| きらりプライム事業 | 他薬局との連携を拡大し、在宅薬局の運営ノウハウ、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム及び医薬品の購入支援等を提供する事業 |
| ケアプラン事業   | 居宅サービス計画を作成し、各サービス事業所との連絡調整を行うサービスを提供する事業                      |
| タイサポ事業    | 介護施設に医療機関からの退院患者等を紹介するサービスを提供する事業                              |

## (10) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本 社 福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号

営業所

(在宅訪問薬局事業) 36店舗

| 所 在 地   | 店 舗 名                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 福 岡 県   | 福 岡 市 (きらり薬局) 桜原店、田島店、姪浜店、名島店、重留店、天神BIVI福岡店、南福岡店、今宿店、井尻店、舞鶴店 |
|         | 春 日 市 (きらり薬局) 春日店                                            |
|         | 大 野 城 市 (きらり薬局) 大野城店                                         |
|         | 太 宰 府 市 (きらり薬局) 太宰府店、五条店                                     |
|         | 久 留 米 市 (きらり薬局) 久留米店、日吉町店                                    |
|         | 北 九 州 市 (きらり薬局) 小倉駅前店                                        |
|         | 福 津 市 (きらり薬局) 福津店                                            |
|         | 直 方 市 (きらり薬局) 直方店                                            |
|         | 糸 島 市 (きらり薬局) 糸島店                                            |
|         | 小 郡 市 (きらり薬局) 津古店                                            |
|         | 糟 屋 郡 (きらり薬局) 志免店                                            |
| 佐 賀 県   | 鳥 栖 市 (きらり薬局) 鳥栖店                                            |
| 東 京 都   | 江 東 区 (きらり薬局) 門前仲町店                                          |
| 千 葉 県   | 千 葉 市 (きらり薬局) 鎌取店、若松町店、千葉中央店、新検見川店、幸町店                       |
|         | 八 千 代 市 (きらり薬局) 八千代台店                                        |
| 神 奈 川 県 | 横 浜 市 (きらり薬局) 横浜日吉店、箕輪町店、菊名店、東戸塚店                            |
|         | 小 田 原 市 (きらり薬局) 小田原店                                         |
|         | 川 崎 市 (きらり薬局) 新百合ヶ丘店                                         |

- (注) 1. 2021年5月1日付で、きらり薬局久留米店の住所を移転いたしました。  
 2. 2021年6月1日付で、有限会社タワラより新百合ヶ丘たわら薬局を譲り受け、同日付で新規開局いたしました。  
 3. 2021年9月1日付で、有限会社インサイトよりフジ薬局を譲り受け、きらり薬局舞鶴店を同日付で新規開局いたしました。  
 4. 2021年11月1日付で、きらり薬局南福岡店の住所を移転いたしました。

5. 2021年12月1日付で、新百合ヶ丘たわら薬局の住所を移転し、店舗名称を「きらり薬局 新百合ヶ丘店」に変更いたしました。
6. 2022年2月1日付で、きらり薬局八千代台店を新規開局いたしました。
7. 2022年4月1日付で、きらり薬局清川店を新規開局いたしました。
8. 2022年4月1日付で、aoi株式会社よりぴよんた薬局を譲り受け、同日付で新規開局いたしました。

(ケアプラン事業) 4事業所

| 所在地 | 事業所名                    |
|-----|-------------------------|
| 福岡県 | 福岡市 ケアプランサービス ひゅうが 姪浜   |
|     | 大野城市 ケアプランサービス ひゅうが     |
|     | 久留米市 ケアプランサービス ひゅうが 久留米 |
| 千葉県 | 千葉市 ケアプランサービス ひゅうが 鎌取   |

(注) 2022年2月28日付で、ケアプランサービス ひゅうが 大倉山を廃止いたしました。

(11) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

| 従業員数 | 前期比  | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|------|--------|--------|
| 329名 | 17名増 | 36歳5ヶ月 | 3年4ヶ月  |

(注) 従業員数には、臨時従業員102名は含まれておりません。

(12) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行    | 123百万円 |
| 株式会社福岡銀行     | 81百万円  |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 75百万円  |
| 株式会社横浜銀行     | 25百万円  |
| 株式会社三井住友銀行   | 12百万円  |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 11百万円  |
| 合計           | 330百万円 |

(13) その他の会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 13,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,499,100株
- ③ 株 主 数 464名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                   | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|-------------------------|-----------------|---------|
|                         | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
| 黒 木 哲 史                 | 683,100株        | 19.52%  |
| 一 般 社 団 法 人 H y u g a   | 450,000株        | 12.86%  |
| 株 式 会 社 シ ー ュ ー シ ー     | 420,000株        | 12.00%  |
| エ ム ス リ ー 株 式 会 社       | 349,800株        | 9.99%   |
| エ ム ス リ ー キャリア 株 式 会 社  | 250,200株        | 7.15%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 138,100株        | 3.94%   |
| 野 村 證 券 株 式 会 社         | 127,800株        | 3.65%   |
| 城 尾 浩 平                 | 98,700株         | 2.82%   |
| 株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）  | 85,100株         | 2.43%   |
| 別 府 鵬 飛                 | 79,000株         | 2.25%   |

- (注) 1. 自己株式は保有していません。
2. 2021年9月3日開催の取締役会決議により、2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。これにより発行済株式数は3,399,331株増加しております。
3. 2021年9月30日開催の臨時株主総会決議により、2021年10月1日付で定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入するとともに発行可能株式総数を増加させております。これにより発行可能株式数は12,954,524株増加しております。
4. 東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、2021年12月17日を払込期日とする公募増資により発行済株式総数は50,000株増加しております。
5. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は38,400株増加しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

|                        |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                           | 第 4 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2018年 2 月16日                              | 2020年 3 月23日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 15個                                       | 229個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 4,500株<br>(新株予約権1個につき 300株)          | 普通株式 68,700株<br>(新株予約権1個につき 300株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 |                     | 新株予約権1個当たり 115,200円<br>(1株当たり 384円)       | 新株予約権1個当たり 115,200円<br>(1株当たり 384円)         |
| 新株予約権の行使期間             |                     | 2020年2月17日から<br>2028年2月16日まで              | 2022年3月24日から<br>2030年3月23日まで                |
| 新株予約権の行使の条件            |                     | (注) 3                                     | (注) 4                                       |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 4,500株<br>保有者数 1人 | 新株予約権の数 229個<br>目的となる株式数 68,700株<br>保有者数 3人 |
|                        | 社 外 取 締 役           | —                                         | —                                           |

- (注) 1. 監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2021年10月1日付で行った普通株式1株につき300株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。
3. 第3回新株予約権行使の条件
- ①本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
  - ②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
  - ④その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 第4回新株予約権行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ④その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ③ その他新株予約権等の状況

当社は、当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、現在及び将来の役職員に対する貢献意欲や士気をより一層高め、当社の価値向上に寄与することを目的とし、時価発行新株予約権信託を導入しております。当該新株予約権の概要は次のとおりです。

| 第 5 回 新 株 予 約 権           |                                        |
|---------------------------|----------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                 | 2021年 2 月25日                           |
| 新 株 予 約 権 の 数             | 469個                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数        | 普通株式 140,700株<br>(新株予約権 1 個につき 300株)   |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格    | 新株予約権 1 個当たり 250,200円<br>(1 株当たり 834円) |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間       | 2022年 7 月1日から<br>2031年 3 月2日まで         |
| 新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件 | (注) 2.3.4.                             |

- (注) 1. 2021年10月1日付で行った普通株式 1 株につき300株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。
2. 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載される営業利益が550百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使す

ることができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

3. 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
4. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                              |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 黒 木 哲 史   | 社会福祉法人ひのき会 評議員<br>社会福祉法人彩幸会 理事<br>一般社団法人全国介護事業者連盟 理事 |
| 取 締 役     | 城 尾 浩 平   | 事業本部長                                                |
| 取 締 役     | 山 崎 武 夫   | 株式会社さしきの森 取締役<br>事業開発本部長 兼 ICT事業部長                   |
| 取 締 役     | 大 西 智 明   | 管理本部長 兼 財務経理部長                                       |
| 取 締 役     | 小 川 真 二 郎 | 株式会社高齢者住宅新聞社 取締役                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 松 井 節 夫   |                                                      |
| 監 査 役     | 武 井 孝 太   | 河野・野田部法律事務所                                          |
| 監 査 役     | 熊 本 宣 晴   | 株式会社P・マインド 社外取締役<br>アダストリア健康保険組合 顧問                  |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりです。

- ① 代表取締役社長黒木哲史氏は、2022年3月1日付で一般社団法人全国介護事業者連盟の理事に就任いたしました。
- ② 取締役山崎武夫氏は、2022年3月31日をもって株式会社さしきの森の社外取締役を辞任いたしました。
- ③ 監査役熊本宣晴氏は、2021年8月13日付で株式会社P・マインドの社外取締役に就任いたしました。また、2022年3月1日付でアダストリア健康保険組合の顧問に就任いたしました。
2. 取締役小川真二郎氏は、社外取締役であります。
3. 監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当該事業年度後の取締役の地位及び担当の変更は次のとおりであります。
  - ① 2022年4月1日付で取締役城尾浩平氏は、事業本部長からビジネスサポート本部管掌、在宅医療本部管掌及び在宅医療本部長に就任いたしました。
  - ② 2022年4月1日付で取締役山崎武夫氏は、事業開発本部長兼ICT事業部長から介護本部管掌となりました。
  - ③ 2022年4月1日付で取締役大西智明氏は、管理本部長兼財務経理部長から管理本部管掌及び企画本部管掌となりました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役小川真二郎氏、常勤監査役松井節夫氏、監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 61<br>(3)       | 61<br>(3)        | -<br>(-) | -<br>(-) | 5<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 8<br>(3)        | 8<br>(3)         | -<br>(-) | -<br>(-) | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 70<br>(7)       | 70<br>(7)        | -<br>(-) | -<br>(-) | 8<br>(3)              |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。  
2. 取締役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。  
3. 監査役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。  
4. 取締役の報酬は、「役員報酬決定基準書（内規）」に基づき、基本報酬を取締役の協議により決定しております。

### ⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小川真二郎氏は、株式会社高齢者住宅新聞社の取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役武井孝太氏は、河野・野田部法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役熊本宣晴氏は、株式会社P・マインドの社外取締役及びアダストリア健康保険組合の顧問であります。当社と両兼職先の間には特別な関係はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                     |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 小川真二郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての経験と医療介護分野における幅広い知識・見識に基づき独立した客観的な立場から、取締役会では適宜説明を求め監督、助言等を行うなど、事業や業界動向を中心に当社が期待する意思決定の妥当性、相当性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。                       |
| 監査役 | 武井孝太  | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士として企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。            |
| 監査役 | 熊本宣晴  | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。長年にわたる行政での経験及び当社の事業領域において高度な見識に基づき、客観的・中立的な立場から今後の業界動向等、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当該事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額          | 19百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの金額を記載しております。
2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、有限責任監査法人トーマツに委託した対価が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 事業の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、経営理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として、以下の基本方針に従って内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。
- イ. 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ウ. 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施する他、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。
- エ. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。
- オ. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
- カ. 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。
- キ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。
- イ. 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- イ. リスク・コンプライアンス管理委員会は、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織的対応を推進する。
- ウ. 緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- エ. 内部監査部門は、当社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 原則として、月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。
- イ. 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。
- ウ. 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。
- エ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督のもと、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。
- イ. 前号の使用人は、当該職務に従事する場合は同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該職務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
- ウ. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役の承認を要する。

⑥ 当社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- ア. 当社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるものとする。
- ウ. 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、必要に応じて監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性と効率性の確保を図る。
- ウ. 監査役が職務の執行に係る費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該請求にかかる費用又は監査役の職務の執行に必要なではないことが明らかな場合を除き、会社が負担する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当事業年度に実施した上記体制の運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の内部統制を強化すべく、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、業務に関連する法改正等の情報共有と社内啓蒙活動のため、イントラネット等による情報発信を定期的に行うなど、コンプライアンス意識の向上を図っております。

また「内部通報制度運用規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。定期的に社内報等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、全社で内部通報対応を実施しており、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等を定め、当該規程に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄を行っております。

取締役及び監査役は、取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、決裁書等の文書を常時閲覧できる状態を維持しております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社が被る損失または不利益を最小限にするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク・コンプライアンス委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練計画を定めるとともに、必要に応じてリスク予防体制の見直しや教育体制を強化し、新たな課題への対策を実施することで当社のリスク管理体制を強化しております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）と監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成され、活発な議論が行われております。

取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務の執行を行っております。

また取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、定期的に進捗状況を確認しています。

なお「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、社内の重要事項は迅速かつ適切な決裁を受けております。

### ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人を設けていませんが、当社内部監査室が監査活動の補助を行っております。

⑥ 当社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社では、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行っております。

また監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けております。

なお、監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底しております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

原則として、月1回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行っております。

また監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、監査法人、内部監査室と相互に密な連携及び情報交換、稟議書や主要な会議体の議事録の閲覧等を通じて、自ら情報収集を行い、監査の有効性と効率性の確保を図っております。

なお、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について、必要な予算を確保し、速やかに処理しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当社は現在成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に内部留保資金を充当し、一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、今後の事業展開及び財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他毎年9月30日を基準日としての中間配当及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、期末配当及び基準日を定めての配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針等を考慮し、無配といたしました。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部           |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目             | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,896,058</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,235,577</b> |
| 現金及び預金          | 719,557          | 買掛金            | 632,721          |
| 売掛金             | 996,103          | 1年内返済予定の長期借入金  | 136,400          |
| 商品              | 156,172          | 未払金            | 73,427           |
| 貯蔵品             | 89               | 未払費用           | 165,605          |
| 前払費用            | 22,091           | 未払法人税等         | 114,560          |
| その他             | 2,043            | 預り金            | 9,126            |
| <b>固定資産</b>     | <b>635,546</b>   | 賞与引当金          | 91,057           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>209,558</b>   | その他            | 12,679           |
| 建物              | 145,575          | <b>固定負債</b>    | <b>223,762</b>   |
| 構築物             | 3,715            | 長期借入金          | 193,814          |
| 工具、器具及び備品       | 58,878           | 資産除去債務         | 29,948           |
| 建設仮勘定           | 1,389            | <b>負債合計</b>    | <b>1,459,340</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>295,761</b>   | <b>純資産の部</b>   |                  |
| のれん             | 80,223           | <b>株主資本</b>    | <b>1,072,264</b> |
| ソフトウェア          | 60,585           | <b>資本金</b>     | <b>171,915</b>   |
| ソフトウェア仮勘定       | 154,500          | <b>資本剰余金</b>   | <b>321,925</b>   |
| その他             | 452              | 資本準備金          | 311,920          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>130,226</b>   | その他資本剰余金       | 10,005           |
| 長期前払費用          | 25,266           | <b>利益剰余金</b>   | <b>578,423</b>   |
| 敷金及び保証金         | 53,373           | その他利益剰余金       | 578,423          |
| 繰延税金資産          | 51,587           | 別途積立金          | 9,081            |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 569,342          |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,531,605</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>1,072,264</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,531,605</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |        |
|-------------------------|-----------|--------|
| 売 上 高                   | 5,782,604 |        |
| 売 上 原 価                 | 4,546,662 |        |
| 売 上 総 利 益               | 1,235,942 |        |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 716,834   |        |
| 営 業 利 益                 | 519,107   |        |
| 営 業 外 収 益               | 5,178     |        |
| 受 取 利 息                 |           | 5      |
| 補 助 金 収 入               |           | 4,545  |
| そ の 他                   | 627       |        |
| 営 業 外 費 用               | 18,103    |        |
| 支 払 利 息                 |           | 2,570  |
| 上 場 関 連 費 用             |           | 15,291 |
| そ の 他                   | 241       |        |
| 経 常 利 益                 | 506,182   |        |
| 特 別 損 失                 | 18,924    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           |           | 1,539  |
| 減 損 損 失                 | 17,384    |        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 487,257   |        |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 140,346   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 18,456    |        |
| 当 期 純 利 益               | 328,454   |        |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                               |             |              | 株主資本合計    | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-------------------------------|-------------|--------------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                     |             |              |           |           |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 104,742 | 244,747   | 10,005         | 254,752      | 9,081                         | 240,887     | 249,968      | 609,463   | 609,463   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |                               |             |              |           |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 7,372   | 7,372     |                | 7,372        |                               |             | -            | 14,745    | 14,745    |
| 株 式 の 発 行               | 59,800  | 59,800    |                | 59,800       |                               |             | -            | 119,600   | 119,600   |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                | -            |                               | 328,454     | 328,454      | 328,454   | 328,454   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 67,172  | 67,172    | -              | 67,172       | -                             | 328,454     | 328,454      | 462,800   | 462,800   |
| 当 期 末 残 高               | 171,915 | 311,920   | 10,005         | 321,925      | 9,081                         | 569,342     | 578,423      | 1,072,264 | 1,072,264 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～22年 |
| 構築物       | 10年～30年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～6年   |
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 在宅訪問薬局事業

在宅訪問薬局事業においては、患者様への医薬品等の調剤・販売を履行義務として識別しております。医薬品等の販売については、患者様への引渡時点で履行義務が充足されるため、引渡時点で収益を認識しております。

##### ② きらりプライム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

きらりプライム加盟店に対する営業支援等を履行義務として識別しております。きらりプライム加盟先への営業支援等を行った時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

基本料金、医薬品仕入交渉代行及び報告書システム貸与サービス等を履行義務として識別しております。契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

### ③ ケアプラン事業

ケアプラン事業においては、介護保険法等に基づく事業で、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成し、提供する事を履行義務として識別しております。居宅サービス計画を提供した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

### ④ タイサポ事業

タイサポ事業においては、当社が有料老人ホーム施設事業者に入居予定者様を紹介し、当該紹介に基づき手数料を収受する契約を締結しております。入居予定者様の入居手続きの完了により履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

## (5) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |            |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 209,558 千円 |
| 無形固定資産 | 295,761    |
| 減損損失   | 17,384     |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、減損判定のグルーピングの基本単位を店舗ごととしております。各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会で承認された事業計画や店舗別予算を基礎としております。基礎となる将来計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、処方箋枚数、薬剤料、技術料及び人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 283,825 千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

|      | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 11,369            | 3,487,731         | —                 | 3,499,100        |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,487,731株は、株式分割(1株につき300株に分割)による増加3,399,331株及び新株予約権の行使による増加88,400株であります。

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## (3) 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳               | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |    |    |        | 当事業年度末残高(千円) |
|------------------------|------------------|--------------------|----|----|--------|--------------|
|                        |                  | 当事業年度期首            | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |              |
| 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | —                | —                  | —  | —  | —      | —            |
| 第2回ストック・オプションとしての新株予約権 | —                | —                  | —  | —  | —      | —            |
| 第3回ストック・オプションとしての新株予約権 | —                | —                  | —  | —  | —      | —            |
| 第4回ストック・オプションとしての新株予約権 | —                | —                  | —  | —  | —      | —            |
| 第5回ストック・オプションとしての新株予約権 | —                | —                  | —  | —  | —      | 703<br>(703) |
| 合計                     | —                | —                  | —  | —  | —      | 703<br>(703) |

(注) 1. 信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の当事業年度末における帳簿価額は703千円、目的となる株式の数は140,700株であります。

2. 自己新株予約権については、(内書き)により表示しております。

3. 第5回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

## (4) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 繰延税金資産                |          |
| 商品評価損                 | 4,652 千円 |
| 賞与引当金                 | 31,424   |
| 減損損失                  | 12,344   |
| 未払事業税                 | 7,312    |
| その他                   | 10,522   |
| 繰延税金資産小計              | 66,255   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △9,134   |
| 評価性引当額小計              | △9,134   |
| 繰延税金資産合計              | 57,121   |
| 繰延税金負債                |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用       | △5,338   |
| その他                   | △195     |
| 繰延税金負債合計              | △5,534   |
| 繰延税金資産の純額             | 51,587   |

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

ウ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的にキャッシュ・フロー計画、実績を作成し、毎月の取締役会にて資金の状況を報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|       | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円) |
|-------|--------------|---------|--------|
| 長期借入金 | 330,214      | 330,242 | 28     |
| 負債計   | 330,214      | 330,242 | 28     |

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の安定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価(千円) |         |      |         |
|-------|--------|---------|------|---------|
|       | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | －      | 330,242 | －    | 330,242 |
| 負債計   | －      | 330,242 | －    | 330,242 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

## 8. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

### (2) 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、4,806千円であります。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                        | 在宅訪問<br>薬局事業 | きらりプラ<br>イム事業 | ケアプラン<br>事業 | タイサポ<br>事業 | 計         | その他事業  | 合計        |
|------------------------|--------------|---------------|-------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 一時点で移転される財<br>又はサービス   | 5,146,127    | 40,619        | 122,724     | 66,334     | 5,375,807 | 14,213 | 5,390,020 |
| 一定の期間にわたり<br>移転されるサービス | －            | 392,584       | －           | －          | 392,584   | －      | 392,584   |
| 顧客との契約から生じる<br>収益      | 5,146,127    | 433,204       | 122,724     | 66,334     | 5,768,391 | 14,213 | 5,782,604 |
| その他の収益                 | －            | －             | －           | －          | －         | －      | －         |
| 外部顧客への売上高              | 5,146,127    | 433,204       | 122,724     | 66,334     | 5,768,391 | 14,213 | 5,782,604 |

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 832,636 千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 996,103 千円 |

#### 10. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 306円44銭  
(2) 1株当たり当期純利益 95円80銭

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 徹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下平 雅和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。また、内部監査室と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

HYUGA PRIMARY CARE株式会社 監査役会

常勤監査役 松 井 節 夫 ㊟

社外監査役 武 井 孝 太 ㊟

社外監査役 熊 本 宣 晴 ㊟

(注) 監査役武井孝太及び熊本宣晴の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

ANAクラウンプラザホテル福岡 2階 「ウイステリア」

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目3番3号 Tel 092-471-7111

開催日時

2022年6月29日（水曜日） 午前10時



交通

JR・地下鉄空港線「博多駅」下車 博多口より徒歩約5分

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。